

中城湾港安座真海浜公園管理運営業務基準

1 施設の供用期間等

中城湾港安座真海浜公園（以下「海浜公園」という。）の有料施設の供用期間及び供用時間は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成 12 年条例第 48 号、以下「条例」という。）第 13 条及び沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 12 年規則第 122 号、以下「規則」という。）第 5 条に基づき、次のとおりとする。

有料施設名	供用期間	供用時間
駐車場	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
シャワー	4 月 1 日から 10 月 31 日まで	午前 9 時から午後 7 時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、規則第 5 条ただし書きに基づき、知事の承認を得て、供用期間及び供用時間を変更することができる。

この場合、変更後の休業日及び供用時間については、海浜公園内の公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

2 執務体制等

執務体制は、次のとおりとする。

- (1) 海浜公園の利用時間内は、管理事務所棟に、施設管理の総括責任者の専任配置（募集要項 9 応募資格要件(1)オ）を含む、常勤の職員を 1 名以上配置すること。
- (2) 施設の管理運営に支障のないよう組織・人員体制を確保すること。

3 指定管理業務

- (1) 施設の利用許可等に関する業務

- ・次に掲げる有料施設の利用許可、利用許可の取消、利用料金の収受・返還等に関する業務を行う。

対象施設：駐車場、シャワー

- ・利用許可等の業務の実施にあたっては、指定管理者は、県民及び利用者間の公平な利用に留意し、公正かつ中立に行わなければならない。
- ・地方自治法、同施行令、同施行規則、港湾法、海岸法、条例、規則、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保に関する条例及び同規則、沖縄県財務規則、沖縄県公有財産規則、消防法、水道法、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令及び県の関係例規のほか、海浜公園の管理に関して県の示した本業務基準を遵守しなければならない。
- ・利用料金の収受については、有料施設ごとに帳簿を用いて整理すること。

(2) 施設の維持及び修繕に関する業務

- ・各施設の安全面、衛生面、機能面の確保がなされ、施設の快適な利用ができるよう各施設を適切に管理しなければならない。
- ・日常及び定期的な施設の点検と補修・修繕、清掃などの保守管理を適切に行う。
- ・設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保する。

ア 施設の保守点検及び修繕

(7) 保守点検

施設を安全に使用するため、下記「設備等保守点検内容一覧表」により保守点検を実施する。

設備等保守点検内容一覧表

設備等名称	設置箇所（別図参考）	点検内容
受電・配電設備	管理事務所棟、東側男女更衣室、機械室、休憩所	定期点検（法定：年１回） 巡視点検（月１回） 点検清掃（随時、月１回以上）
照明灯設備	園内照明灯・制御盤・分電盤等	点検（年１回） 巡視点検（月１回以上） ランプ交換等（随時）
放送設備	管理事務所棟、屋外スピーカー	点検（年１回以上）
浄化槽及び機械室	浄化槽、機械室	定期点検（法定：年１回） 巡視点検（月１回） 点検清掃（随時、月１回以上）

※管理対象区域内の上記設備及び上記以外の設備等についても、必要とされる自主点検、法定点検を実施すること

(4) 修繕

施設利用者が安全かつ快適に施設が利用できるよう、常時施設の状況について確認すること。特に、台風の通過後や、暴風雨、強風の後には、施設の状況を速やかに点検し、県に報告すること。

施設の不具合を発見したときは、速やかに、修繕を行うこと。

１件の修繕等に関し、費用が５０万円未満のものについては指定管理者が行い、これを超過すると認められるものは、見積書を添付して県に修理を依頼することとし、５０万円以上の場合は県が負担するものとする。

なお、自然災害等により、一度に多額の費用を要する場合は、別途県と協議の上、別の方法をとることができるものとする。

イ 必要備品の調達

指定管理者は、管理事務所棟備品（机、椅子、テーブル等）、医薬品、連絡車、トランシーバー、笛、メガホン、救命ボート・監視台・クラゲ防止網等海水浴場の開設に必要な備品を調達すること。また、海水浴場の開設期間終了後は、適切に保管及び管理を行う。

ウ 清掃等業務

(7) 園地清掃

- ・ 拾い清掃や掃き掃除を適宜組み合わせ、海浜公園内芝生、展望台、園路や側溝、駐車場、その他園地をきれいな状態に保つこと。
- ・ ゴミは分別を行ったうえ所定の箇所へ集積し、処分すること。
- ・ 適切に園地内の除草、芝刈りを行うこと。
- ・ 海浜公園内芝生地については、適切に芝の管理を行うこと

(イ) 人工ビーチ等清掃

- ・ 拾い清掃等を実施し、人工ビーチ等（管理対象区域内の海面を含む。）を常にきれいな状態に保つとともに、ゴミは分別を行ったうえ所定箇所へ集積し、処分すること。なお、台風の通過後等で流木等が管理対象区域内に多量に流入した場合については、県と協議の上で行うこと。

(ウ) トイレ清掃

- ・ 衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、鏡、窓ガラス、照明器具等を適切な方法と頻度で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等にはすぐ対処する。
- ・ ホルダー内に常時ペーパーがあるよう補充する。
- ・ 海水浴場の開設期間（4月～10月）は毎日、それ以外は1日おきに清掃及び消毒を行う。

(エ) 管理事務所棟及び東側更衣室棟

- ・ 床清掃、窓ガラスやブラインド、照明器具等の清掃を適切な方法で実施する。
- ・ 有料施設であるシャワー室については、随時、清掃し消毒を行い、清潔に保つこと。
- ・ 管理事務所棟のトイレについては、毎日清掃を行う。

(オ) 植栽管理

- ・ ビーチ、植え込み地等の除草を随時行う。
- ・ 高木・低木の刈り込みを定期に行うこと。
- ・ 枯損植物、枯れ枝、支障枝は除去すること。
- ・ 原則として除草剤散布は行わないものとする。やむを得ず薬剤を散布する場合は、通常利用者が立ち入らない範囲で最小限に留め、農薬取締法第12条第1項の農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令第6条の規定に基づき適法に対

処すること。薬剤散布に際しては、時刻・周辺環境等を考慮し、甲と協議して、承諾を受けて適切に実施すること。

- ・やむを得ず薬剤を散布した際は、日報等における使用状況の記録、月報による県への報告を行うこと。

(カ) 留意事項

- ・水道管の破損、水栓の故障、締め忘れ等による水漏れがないか特に注意すること。
- ・放置物の処理、拾得物の管理を適正に行うこと。

(3) 施設利用者の安全管理に関する業務

施設利用者の安全を確保するため、施設内の監視・巡視を適切に行うとともに、十分な人員・組織体制を確保するものとする。

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、対人賠償 1 人につき 1 億円以上、1 事故最高限度額 2 億円以上を最低限とする損害賠償保険に加入するものとする。

対物賠償 1 事故につき保険額は任意とする。

ア 施設の巡視

(7) 視点

- ・施設の目視等による点検及び異常の有無の確認、施設利用者の禁止行為への注意等を中心に巡視を行う。
- ・施設の保全（施設・備品の点検確認、火気防止、修繕箇所等の確認）
- ・不審人物、立入禁止区域内立入者への指導

(イ) 巡視を行う施設

指定管理者が維持管理する全施設とする。

(ウ) 巡視の頻度等

- ・施設利用時間内の施設の巡視については、陸上からの海面監視とあわせて随時実施するものとする。
- ・海浜公園の供用時間外においては、施設警備を実施し、1 日 3 回以上の巡回を行う。

イ 人工海浜（ビーチ）の監視体制等

(7) 通常監視体制及び災害発生時の緊急救助体制の確保

指定管理者は、海水浴客の安全を確保するため、監視員等安全管理に必要な人員・組織体制を確保するものとする。

- (イ) ビーチの監視については、以下の監視条件を充たしたビーチ監視責任者 1 名とビーチ監視員複数名を配置するものとする。

(ウ) 監視条件

- a 日本赤十字社の水上安全法救助員資格を保有していること。
- b 日本赤十字社の救急法救急員(心肺蘇生法)資格を保有していること。
- c 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則第9条第1項各号のいずれかに規定する水難救助員の資格基準の要件を満たしていること。
- d エンジン付き救命ボート(水上バイク等)操縦有資格があること。
- e ダイビングのレスキューレベル以上を取得していること。
- f 一泳法で200メートル以上泳げること。
- g ハブクラゲ等海洋危険生物の知識を有し、刺傷の応急措置が適切に行えること。
- h ビーチ環境意識に熟知していて、その保持に積極性を有していること。

※監視責任者はa、b、cの何れか及びe、f、g、hの全てに該当していること。

※監視員はa、b、cの何れか及びf、g、hの全てに該当していること。

※監視員のうちdの有資格を持っている者を常に1名以上配置する。

※監視員等に対しては、人工呼吸法講習会を適時実施するとともに、総合救助訓練を実施する。

(エ) 誘導看板、規制看板の設置

海水浴客が円滑にビーチを利用できるよう、誘導看板及び規制看板を設置する。

(オ) 遊泳者の監視及び場内の巡視

監視施設及び陸域から遊泳者の動静を監視する。また、施設内を巡視し事故の防止に努める。

(カ) 遊泳禁止等の対応

沖縄地方気象台から強風、波浪、高潮、濃霧、津波及び暴風の注意報または警報が発令された場合等の危険な場合は、海水浴客等に対して「遊泳禁止等」の放送を行うとともに、「遊泳禁止等の指導」を行い、安全を確保すること。

事故等が発生した場合は、速やかに海上保安署、所轄の警察署、消防署及び沖縄県に連絡すること。

ウ 災害、荒天時における業務

災害又は緊急の事態が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、指定管理者は、施設の安全、施設の利用者の安全確保のための対応を行う。

(7) 異常気象時の対応

- ・ 県の水防体制に準じ連絡体制を整備し、災害及び荒天時に備える。
- ・ 津波、高潮、波浪等の気象警報の発令時には、利用者への注意指導・安全確保等必要な措置を行うものとする。
- ・ また、大規模地震に関する警報等が発せられた場合には、当該警報等に従い、必

要な措置を行うものとする。

- ・ 荒天時は越波することがあるので、十分注意すること。
- ・ また、越波等により、通常の施設利用が困難と認められる場合、又はそのおそれがある場合は、施設の全部又は一部の利用を中止するなどの措置をとらなければならない。

エ 警察及び消防への巡回の要請

施設の安全管理を確実にを行うため、所轄の警察署及び消防署に巡回を要請する。

オ 駐車場の管理等

- (7) 駐車場利用者への各種案内、苦情処理、車両誘導及びこれに伴う場内整理を行うものとする。
- (イ) 指定管理者は、駐車場の維持管理を適切に行うとともに、無人時におけるトラブル等に対しても速やかに対処できるような体制を整え業務を行うものとする。
- (オ) 高潮、高波等により駐車場内に越波が予想されるときは、駐車車両を場外に速やかに誘導し、臨時に駐車場の閉鎖を行うものとする。

カ 留意事項

- (7) 危険な行為を行う者や秩序を乱す者に対しては、施設の利用の中止や利用方法を変更させるなどにより、適正に対処するものとする。
- (イ) 事故を発見したときは、速やかに関係機関に連絡するとともに、事故報告書を作成し、県に報告することとする。
- (ウ) 迷子の保護、拾得物等の受付など適切な処理を行うものとする。

(4) 海浜公園の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

ア 行為の制限に関する業務

海浜公園施設内での条例第 10 条各号に規定する行為及び当該行為に類する下記の行為の制限に関する業務については、協定書第 13 条に基づき、利用許可の申請書等の手続きに係る様式を指定管理者が作成し、あらかじめ県の承認を得るものとする。

- (7) 物品の販売、募金、宣伝活動その他これらに類する行為をすること。
- (イ) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (ウ) 興業を行うこと。
- (エ) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために海浜公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (オ) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- (カ) 指定された場所以外へ車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。

ただし、指定管理者は、条例第 9 条各号に規定する行為及び上記に係る行為が公衆の海浜公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができ

る。

イ 催しもの等の調整

催しもの（イベント）等を開催するときは、指定管理者は、イベント主催者から申請書及び実施計画書を受け付け、当該イベントの内容を精査の上、実施の適否に関し指定管理者の意見を付して、県に送達するものとする。

ウ 目的外使用許可申請の受付

海浜公園内の施設の目的外使用許可申請については、指定管理者において受付を行い、指定管理者としての意見を付して県に送達するものとする。

エ その他の業務

(7) 施設の広報及び広聴

- a 施設の広報（パンフレット作成、ホームページの開設、SNS「ソーシャル・ネットワークキングサービス」）等その他海浜公園の利用促進に関する業務を行う。

(イ) 施設利用に当たっての要望、苦情等処理

- a 施設の利用者等からの要望や苦情の受付及び処理を行う。
- b 施設の利用者等からの声を聞き、課題解決に向けた対応策を検討する。
- c 上記内容を適切に把握、フィードバックし、利用者へのサービス水準の向上及び安全管理並びに利用の促進を図るため、本協定書第 42 条及び指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル（以下「モニタリングマニュアル」という。）第 2 の 2 に基づき、施設利用者に対し利用者満足度調査を実施すること。
- d 調査数は、施設利用者数に対し 0.5%以上を目標とする。
（例：施設利用者数 10,000 人×0.5%＝50 人以上）

(ウ) 関連団体等との適切な調整

- ・ 官公署（海上保安署、所轄警察署、市町村）、各種事業者等と施設運営に当たっての調整を行う。

(エ) 調査業務

- ・ 県の指示により、施設利用状況調査等の各種調査業務に係るデータの収集及び取りまとめを行う。
- ・ 利用状況を把握するため、施設利用者数（有料施設利用者数、入客数、遊泳者数）の日々の集計を適切、的確に行うこと。

(オ) 事業報告書等

- a 事業報告書（条例第 17 条、協定書第 38 条）

指定管理者は、毎年度事業終了後、4 月 30 日までに年度事業報告書を提出する。

事業報告書に記載する主な事項の詳細は、次のとおりとする。上半期事業報告書（10月20日までに提出）も同様とする。

(a) 本業務の実施状況

- ・年間行事等実施状況、修繕実施状況、再委託実施状況、有料施設利用料金徴収状況

(b) 本業務に係る収支状況

(c) 海浜公園の利用状況

- ・入園者数、有料施設利用者

(d) 自主事業の実施状況

- ・年間行事等実施状況、再委託実施状況、利用料金徴収状況

(e) 自主事業に係る収支状況

(f) 帰属する団体の直近の財務諸表

(g) その他知事が必要と認める事項

b 作業実施記録等

指定管理者は、県の求めに応じ提出できるよう、各月の作業実施記録等を整備しておくこと。

（主な内容）

- ・作業実施数量等の記録
- ・保守点検の記録
- ・作業（業務）日誌
- ・安全衛生点検の記録
- ・修繕等の記録（修繕箇所写真等を含む。）
- ・施設利用者数（有料施設利用者数、入客数、遊泳者数）の日々の集計

c 年間事業計画書及び収支予算書（協定書第35条）

指定管理者は、翌年度の年間事業計画書及び収支予算書を作成し、2月末日までに提出すること。記載する主な事項の詳細は、次のとおりとする。

(a) 本業務及び自主事業の執行体制

- ・人員配置計画、再委託関係

(b) 本業務及び自主事業に係る実施計画

- ・年間行事計画、再委託計画、修繕計画

(c) 本業務及び自主事業に係る収支計画

(d) その他知事が必要と認める事項

- ・業務を再委託する場合は、再委託案件毎に、再委託承認申請書を提出し、あらかじめ県の承認を得ること。（協定書第 19 条第 2 項及び募集要項 6 (5) ク）

中城湾港安座真海浜公園管理業務区分表

業務の種類	業務内容		区分	
			県	指定管理者
施設の 維持管理	植栽管理	樹木、草地、芝生、花壇等の維持・育成		○
	工作物管理	園路、広場、休養施設、管理施設等の維持・小規模修理		○
	清掃	塵芥、便所等の清掃		○
	点検巡視	植物、工作物の点検巡視		○
	整備・改善	建築物等の新築、増築、大規模修繕	○	
施設の 運営管理	安全巡視	パトロール、救護等		○
	利用指導	施設案内、利用方法の指導、苦情対応、県民協働等		○
	利用増進	広報、催事の実施、利用促進		○
	災害時の対応	待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
		本格復旧	○	
法的管理	許認可等	行為許可、利用の禁止		○
		設置管理許可、占用許可	○	
		有料施設の利用許可、利用料徴収		○